

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

特許権の行使の制限を巡る法的問題に関する一考察—特許法と競争法が交錯する分野を中心に—

氏 名

陳皓芸 (CHEN Hao-yun)

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、全四編から成る。第一編で問題意識を示す。第二編で特許権の行使の制限について総論的考察を行った上で、第三編において代表性のある具体的問題を素材として取り上げてケース・スタディを行う。第四編で論文を総括する。

近時の特許権の行使態様の多様化に伴い、特許権による保護の必要性と権利行使に関する適切な限界を改めて検証する必要があるが、特許権の行使の範囲について、画一的な法規制ではなく、産業分野の特性に対応できるよう、柔軟な運用と調整が要請される。こうした特許権の行使態様の変化及び国・産業技術分野の特徴に対応するために、特許権の行使限界を明確していく作業において、どのような行為に対し、どの時点でいかなる法規制が介入するべきかという問題が生じる。

これらの問題を考察する際に、国際条約との整合性に留意しつつ、競争法の観点からの分析も必要とされると思われる。また、法判断主体間の役割分担の観点からも、技術的知識に詳しい特許庁と、事実認定のための証拠収集に長ける裁判所と、産業別の特徴及び特定市場の動向を把握するのに得意である公正取引委員会とい

う三つの機関はそれぞれの長所があり、共に特許権の行使の限界を明確していく作業に担うことができると考えられる。

そこで、本論文は、まず特許制度の趣旨と目的を検討し、特許制度の捉え方を明らかにした上で、特許法と独占禁止法の関係に関するこれまでの議論を整理し、理論的な観点から、特許権の排他的効力を相対化する制度を検討する。日本の現行法の下に、特許権の差止めの制限の根拠として、特許権の内在的制約論及び民法の権利濫用法理、特許庁による裁定実施制度、公正取引委員会による独占禁止法による規制という異なる法制度が考えられる。これら異なる法規制の目的、手段及び限界などの特徴に着目し、また法の運用・判断を実際に行う機関のそれぞれの長所と不足の点を踏まえて考察を行った。

そして、このような総論的な考察から得られた示唆を基に、本論文は、特許権の付与によって人工的に導入された市場原理が有効に機能しているかどうかという切り口から、標準必須特許に基づく権利行使の問題、PAEによる権利行使の問題、医薬品特許紛争におけるリバース・ペイメント問題を素材として、特許権侵害に対する権利の行使の制限について、特許法と競争法の役割及び法的判断機関の分担という観点から、分析を行った。

また、理論的な観点から、これらの問題は、特許権の行使と競争政策、厚生行政政策との調整が必要な場合、いかなる法的手段で対応することができるかを考察するために、格好な素材を提供してくれる。さらに、特許権の行使と研究開発の促進、競争政策及び医薬厚生等の政策目的との調整を検討することは、特許制度自体の意義及びその限界を再考察・検証することにもつながるのである。

こうした視点を踏まえつつ、具体的な事案において異なる法的規制手法及び判断主体の適用可能性を検討し、特許権の行使の適切な限界を見直すことにより、特許権の

行使の在り方について重要な示唆を得ることができると思われる。

第二編では、総論として、特許制度の趣旨と目的に関し、特許制度は、発明者にインセンティブを与えることと公衆による自由なアクセスとのトレード・オフを基盤として、産業の発達及びイノベーションの促進といった目的を実現するための手段的、道具的な財産権の制度として位置づけられることを確認した。

そして、従来、特許権行使の「核」と思われる排他権の行使については、「権利の行使と認められる行為」と評価され、独占禁止法の介入は慎重にすべきであるとする消極説が多く見受けられるが、本論文は、独占禁止法 21 条の解釈として、問題の行為が特許権の権利の行使に該当する行為であるか否かを判断する際に、従来は「特許制度の趣旨・目的に反しない」と当然のように捉えられた特許侵害の排除行為（差止めの請求やライセンスの拒絶）であっても、実は特許制度の趣旨・目的から逸脱している可能性があるという問題意識を持たなければならない、と主張した。

また、特許の価値評価及び制度運営費用の観点から、特許発明を **property rules** によって保護することを原則としつつ、例外的な場合において法的介入による制限が必要とされることを確認した。

さらに、現在の法制度のもとで、特許権の侵害に対する差止請求を制限する必要がある場合に、その方策として、民法の権利濫用法理、特許法の裁定実施制度、競争法による規制が想定されること、そのうえ、仮に差止めが制限された場合、侵害行為が継続することによって特許権者が被った損害をいかなる法的手段によって補填すべきかについて、現在の日本の裁判実務では、将来の侵害行為に対する損害賠償を認めるのは困難であることを確認した。

第三編では、特許権の付与によって人工的に導入された市場原理が有効に機能しない場合について、3つの問題について各論的考察を行った。

第三編第一章は、標準必須特許に基づく権利行使の問題を対象とした。この問題類の特徴は、特許権者と技術（発明）の利用者の間では、実施行為の継続について基本的な合意（権利者側は、特許発明の実施を許諾する意思）があるものの、実施料等の条件といった実施許諾契約の内容について合意に至らず、結局ライセンスを拒絶し、侵害訴訟を提起して差止めを求めた場合。このような場合、紛争の本質は取引先を選択する自由を保障すべきか否かという問題ではなく、むしろ実施料をいかに設定すべきかという問題である。FRAND 宣言を行った標準必須特許権者による差止請求はその典型例である。

特許権者が自ら FRAND 宣言というコミットメントを行うことと引き換えに、自身の技術が標準規格に取り込まれるという競争上の優位を作り出しておきながら、標準技術にロックインされた技術利用者側がライセンス契約の締結交渉に一定の誠意を示したにもかかわらず、特許権侵害として差止めを求めることは、特許制度の趣旨から逸脱する権利行使であり、権利の濫用と不公正な取引方法に当たりうる。

本論文は、通常、権利の濫用又は競争法違反と認められない場合（例えば、アウトサイダー又は特許権を承継した者による権利行使の場合）においても、なお、特許権者の保護よりも、公益的な理由で侵害行為を継続させることが社会的に望ましいと判断される場合は、裁判所ではなく、特許庁長官（又は経済産業大臣）が裁定実施制度をより積極的に活用すべきであることを主張した。なぜならば、特許権者の保護と標準規格へのアクセスとはトレード・オフの関係にあり、どちらを優先すべきかは政策的な価値判断の問題であるので、それを決められるのは裁判所ではなく、行政機関の方であると思われるからである。

また、裁定実施制度を活用するために、裁定請求に関する手続及び対価設定アプローチをより明確化する必要があるように思われる。裁定実施制度における対価の設定については、制度設計として、例えば、対価を決める仕組み又はプロセスを設定する手法を通じて、当事者の合意に任せることを原則としつつ、合意に達しない場合には独立の鑑定機構あるいは中立な仲裁人によって決められるという仕組みの設計が可能であろう。ただし、現行法の規定の下では、このような運用が認められない可能性が高く、立法による手当てが必要とされるであろう。

第三編第二章では、PAEによる権利行使を対象とした。この類型の特徴は、発明実施行為が継続するか否かは基本的に当事者間の交渉に任せるが、何らかの理由で、差止めを認めると特許権者側を交渉上極めて有利な立場に置き、不合理なまでに高額な実施料を実現することになるような場合、当事者の自由かつ自主的交渉が害されるおそれがあるので、裁判所は特許権者側を一方的に有利な立場に置くことを控えるために、特許権に基づく差止請求を否定する必要がある。

このような場合は、標準必須特許の場合とは異なり、特に侵害行為を継続させる必要はないので、特許権の裁定実施等によって侵害行為の継続を強制的に容認させることは不適切である。また、競争法の介入にも限界があると考えられる。

そもそも、PAEによる権利行使の問題は、事後取引から生じた当事者の交渉上の立場の非対称性に起因するのである。そこに法が介入することは、いわば私人間の紛争を強制的に調停・解決することである。このような問題の性格から考えると、私人間の紛争を調停・解決するという役割を果たせるのは、特許庁や公正取引委員会よりも、裁判所の方がふさわしいと思われる。そこで、現行法の下で、裁判所が援用できる法的根拠として最も有力と思われるのは、権利濫用の法理である。しかし、一般条項としての権利濫用法理による規制は限界があり、特許権の効力及び救済措置の明確性の

要請に応えるために、立法によって特許法において差止めの制限規定を設けた方が、判断基準の明確化、法的安定性と予測可能性の向上に役に立つと思われる。

第三編第三章では、医薬品特許紛争におけるリバース・ペイメント問題を対象とした。この類型の特徴は、特許権行使を巡る紛争について当事者間の交渉によって合意に至ったものの、その合意の内容に特許制度の趣旨や競争政策その他公益的な観点から問題がある場合、法的規制の介入が必要とされる。

当事者の私的自治を尊重するという民事訴訟法の原則から、当事者の合意によって訴訟を終結させた場合に対して裁判所は自発的に介入できないように思われる。他方、和解の対象となる特許権に無効理由が存在するとすれば、当事者が和解契約を結んで訴訟を終わらせることにより、本来無効であるはずの特許権が維持され、特許権による独占利益が当事者間で分配されることになり、競争制限的な効果をもたらす可能性が高い。そして、特許権者から被疑侵害者に巨額な和解金が支払われる（リバース・ペイメント）場合には、特許権の有効性が非常に疑わしいといえる。そこで、根本的な解決策は、特許庁による特許権の有効性についての審査であるといえる。

また、公正取引委員会は、具体的事案において、和解金の額と訴訟費用との割合、当事者交渉の状況等諸事情を勘案し、当事者は特許権の有効性が非常に弱いことを踏まえた上で、市場の独占利益を維持するために和解を締結したと認められる場合には、有効性が非常に疑わしい特許権者の保護より、潜在的競争者の市場参入により競争を促進し、消費者を保護することを優先するという政策的判断に基づいて、不当な取引制限として独占禁止法違反と認定することができると考えられる。

第四編で以上を総括する。以上の3つの権利行使の類型を考察することにより、特許権の行使に関する競争法による規制の役割と限界について、次のことが確認された。

競争法は当事者の取引選択の自由を尊重していることから、特許権者が単独でライセンスを拒絶する場合には、無理やり特許権者にライセンスを強いることは基本的に許されないが、当事者がライセンスについて合意に達した場合、その合意の内容が競争制限効果をもたらすものであるかどうかを検証し、競争秩序を歪ませるものであればそれを是正することがむしろその本来の使命である。

他方、裁判所は個別事案における当事者間の不均衡な利益を調整する必要がある場合に、当事者の交渉に介入するのに対し、特許庁は政策的観点から、特定の特許発明の実施を積極的に認めようとする場合に、当事者の交渉に介入することが可能である。